

議案第53号

つくばみらい市環境保全条例の一部を改正する条例

つくばみらい市環境保全条例（平成18年つくばみらい市条例第152号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 空き地の適正な管理（第40条—第44条）」を「第2節 削除」に改める。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 削除


第40条から第44条まで 削除

第123条中「又は第44条の規定による適正管理命令に従わなかった者」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年8月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

空き地の適正な管理については、「つくばみらい市環境保全条例」により規定していましたが、所有者、占有者又は管理者に対して空き地の管理責任の明確化、指導等の強化を図るために、別条例として制定するため、つくばみらい市環境保全条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市環境保全条例(平成18年つくばみらい市条例第152号)新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 生活環境の保全</p> <p>第1節 特別事業所の環境保全計画(第37条—第39条)</p> <p>第2節 <u>削除</u></p> <p>第3節～第9節 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第2節 <u>削除</u></p> <p><u>第40条から第44条まで 削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 生活環境の保全</p> <p>第1節 特別事業所の環境保全計画(第37条—第39条)</p> <p>第2節 <u>空き地の適正な管理(第40条—第44条)</u></p> <p>第3節～第9節 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第2節 <u>空き地の適正な管理</u></p> <p>(定義)</p> <p>第40条 <u>この節において「空き地」とは、市街化区域又は市街化調整区域の住居付近において、現に使用していない土地又は使用していても相当の空閑部分を有し、使用していない土地と同様の状態にある土地で、近隣の良い生活環境に影響を及ぼすような土地をいう。</u></p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第41条 <u>空き地の所有者等は、近隣の生活環境を損なうことのないように空き地の適正な管理をしなければならない。</u></p> <p>(指導又は助言)</p> <p>第42条 <u>市長は、空き地が管理不良状態にあるとき、又は管理不</u></p>

(違反事実の公表)

第123条 市長は、第36条及び第94条の規定による原状回復命令に従わなかった者、第90条の規定による改善命令に従わなかった者、第35条の規定による中止命令に従わなかった者_____について、災害の防止又は良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

良状態になるおそれがあるときは、当該空き地の所有者等に対し、管理不良の状態の解消について必要な指導又は助言をすることができる。

(適正管理勧告)

第43条 市長は、前条に定める指導を履行しない所有者等に対し、当該空き地の管理不良の状態の解消について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(適正管理命令)

第44条 市長は、前条の定める勧告を履行しない所有者等に対し、当該空き地の管理不良の状態の解消について、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(違反事実の公表)

第123条 市長は、第36条及び第94条の規定による原状回復命令に従わなかった者、第90条の規定による改善命令に従わなかった者、第35条の規定による中止命令に従わなかった者又は第44条の規定による適正管理命令に従わなかった者について、災害の防止又は良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。